

平成19年度 第4回（平成19年10月23日）図書館運営協議会会議要旨

1. 出席者

運営協議会委員（8名）

三輪会長・宮内委員・武田委員・田邊委員・小滝委員・小野委員・高橋委員・高藤委員

図書館側委員（4名）

小柳中央図書館長・関根奉仕係長・柴奉仕係主査・池田戸山図書館長

図書館事務局

佐藤副館長・濱田企画調整主査・東主任主事

2. 場所 中央図書館4階大会議室

3. 開会

【会長】

ただ今より第4回図書館運営協議会を開催いたします。本日の議題は協議事項が3点です。まず、第1番目の新宿区立図書館基本方針について、事務局からご説明願います。

【事務局】

新宿区立図書館基本方針中間のまとめについて、書き直したところを中心にご説明いたします。本文11ページ、12ページの抜粋を事前に送付させていただきましたが、第5章の、図書館環境の整備について修正を加えました。具体的には、(1)「中央図書館の抜本的見直しを検討」と(2)「地域図書館の見直し」、こちらの内容の表記を若干変更いたしました。

まず、(1)の上から6行目ですが、「耐震性に疑問あり」という表現を「耐震性に問題あり」という表現に変更しました。前回は「疑問あり」という表現でしたが、調査した結果、課題はあるけれども、鉄骨鉄筋コンクリート造りなので、一般的に脆性破壊の可能性は低く、倒壊する恐れは小さいということで、このような表現に変更いたしました。

次の段落で、「そこで、中央図書館の～」という箇所ですが、前回は「区民に役立つ中央図書館の整備を検討していきます。」という表現でしたが、「区民に役立つ中央図書館を新たに建設します。」と変更し、以下9行、「現在の

中央図書館は述べ床面積が約 5,000 m²あり、現行規模の施設を確保するためには、相応の敷地面積が必要です。今後予定される区有施設の有効活用の中で、敷地規模が確保され、位置的にも区のあることを鑑み、移転先は旧戸山中跡地が最適と考えます。今までは新宿区立図書館ほどの館も駅前にはありませんでしたが、旧戸山中跡地であれば、来春開通する地下鉄副都心線の「西早稲田駅」と至近距離なので、交通の便がよいことも利点にあげられます。この学校跡地は、平成 23 年 4 月以降に利用可能になりますので、平成 21 年度に、学識経験者や区民利用者の代表による(仮称)新中央図書館建設検討委員会を立ち上げ、建物の規模やこれからの中央図書館の機能について具体的に検討していきます。」という箇所を加筆いたします。

次に、12 ページの 1 行目、「インターネット予約サービスを取り入れてから、図書館の利用方法が変わってきています。」を加筆いたしました。もう一点、「現中央図書館移転に伴う空白地区や、新たな中央図書館の建設によって複数館が重なる地区についても、今後新しい中央図書館の規模や機能を検討する中で見直ししていきます。」これを新たに加筆いたしました。

また(3)の開館時間の拡大とカウンター業務の委託について、前は「民間事業者やNPO法人に委託することや指定管理者制度についても検討していきます。」という表記でしたが、「民間事業者やNPO法人に委託することや指定管理者制度の導入を考えていきます。」という表記に変更いたしました。

【図書館委員】

指定管理者制度とカウンター委託について説明いたします。今回、8 月に第一次実行計画の素案ができました。その中で、基本方針を踏まえたうえで、区の方針性としましては、図書館における指定管理者制度の活用、または民間業務委託という形で素案には出ております。それについて私どもとしまして、もう少し、指定管理者制度がいいのか、民間業務委託がいいのか、検討を加えてまいりたい、と考えております。前年度の図書館運営協議会の専門部会、こちらの報告の中で、公立図書館を行政以外に全部任せるとは限界があるという報告を受けております。その中では行政として直接取り組む部分もあるのではないかと、ということです。これを踏まえたうえで私たちとしては、今後、どのようなかたちで図書館を運営していくか、その辺を具体的にご提案し、また皆様のご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

お手元の資料で、「特別区における管理委託導入状況」という A 4 の紙を配布しております。新宿区以外の 22 区についての現在の状況です。新宿区以外

の図書館で、直営で図書館を運営しているのは、江戸川区と荒川区でございます。江戸川区につきましては、今後の予定の箇所にも記されているように、来年7月から、篠崎図書館で指定管理者制度を導入します。ここしばらくの間、常勤職員と非常勤職員による運営を考えているのは、荒川区のみとなっております。

新宿区については、先ほど館長が説明したとおり、実行計画の中で、平成21年度から指定管理者制度または民間業務委託を導入することになっております。これをご覧いただければおわかりになりますとおり、指定管理者については、22区中4区が導入しております。すべて、今年になってからの導入です。業務委託につきましては、千代田区は0になっておりますけれども、昨年までは業務委託を行っていた次第です。新宿区と荒川区、江戸川区以外はすべて業務委託を導入していたとご理解いただければと思います。直営につきましては、例えば世田谷区の場合は、業務委託を経営にあります一番新しい図書館のみで導入しております、あとは直営ということになっております。全部で、新宿区以外の図書館204館あるうち、館別導入率は指定管理者が24館、11.76%、業務委託が122館、59.80%、直営が58館、28.43%であり、管理委託別導入率では指定管理者が18.18%、業務委託が90.9%の区で導入しております。平成18年2月に発表しました図書館業務分類一覧をご覧ください。これは図書館の業務をかなり細かいところまで、一つずつ洗い出して分類したものです。Aというのは、常勤職員が行う業務です。Bというのは、一部常勤職員による判断・作業を必要とする業務です。Cというのは定型的業務であり、業務委託などが行われた際に、このような管理委託の仕方があるということで、このような細かい分け方をさせていただきました。

これに基づきまして、図書館の年間の労働時間や業務の細かいところを詰めさせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

もう一つ、図書館開館時間拡大に伴う管理委託の導入で人員配置がどうなるかという試算表がA4の紙でございます。現在は、常勤・非常勤を合わせまして133名おります。平成19年度を100として、23年度に全館直営で運営した場合、区職員は172名必要になります。実行計画では平成21年度から、指定管理または業務委託を開始した際に、中央図書館は直営で運営するわけですが、午前9時からの開館を想定しております。午前9時から、21年度が3館、22年度が3館、23年度が2館ということで、地域館8館を21～23年度の3年間で、指定管理または業務委託の導入をした場合どうなるかという数値を示しています。

その場合、21年度については、午前9時から開館するところが地域館3館と中央図書館です。22年度は指定管理なり民間業務委託する地域館につきまして

は、午前9時から開始する部分と、午後9時45分ないし10時まで開館しようということで、その場合10時まで想定した開館時間の拡大が、同じように23年度まで行った場合、全体で週106時間、開館時間が拡大すると想定しております。それを全部直営で運営した場合、172名の職員が従事するかたちになります。19年度に比較して約3割増えることとなります。人件費につきましては、今年度と比較して25%増えるかたちとなります。指定管理者制度を地域館8館に導入した場合は、区職員が60名、この内訳は常勤職員が40名と非常勤職員は20名と想定しております。管理委託の人数は138名ということで、両方合計して198名、今年度と比較して5割程度人数が増えるかたちになりますが、人件費については今年度と比較して0.5%下回るようになります。業務委託を導入した場合、カウンター業務はすべて業務委託をして、地域館に2名ずつ、館長と庶務担当職員を配置した場合、区職員は全部で68名で、業務委託の人数は138名となります。合計206名ということになります。人数は55%増になり、人件費も4.7%増になります。

これが、23年度の時点で、サービスを拡充した場合、人員がどれだけ必要かという比較表です。その後ろの頁に「指定管理者制度」と「カウンター業務委託」を比較した表があります。

今まで図書館以外の場所であるいは20区で導入されている管理委託制度は、自治体と管理委託者というのは、受託と委託の関係で、公法上の契約関係になります。指定管理者というのは、自治体と指定管理者が指定という行政処分のかたちをとるわけです。さらに、契約関係と異なる点は、指定管理者は議会の承認が必要になる点です。2つ目は、公の施設について、従来は自治体の出資法人に限定して管理を委託することができたわけですが、指定管理者制度により、自治体が指定する民間団体、法人やNPO団体も公の施設の管理を行うことができるようになります。

もう一つは指定管理者に対しては条例を定めることになっておりまして、指定管理者に使用許可権限を与えることとなります。図書館においては、使用許可権限というのは、なかなか馴染みにくい部分もあるのですが、そういうことが一般的に指定管理者で認められている部分になります。

指定管理者制度とカウンター業務委託の比較についてお話します。契約方式、契約内容、競合業者、契約期間、区職員配置、職員の役割、業務評価、評価に見合う処遇、サービス効果、問題点という10の項目について、これからご説明いたします。

まず契約方式ですが、指定管理者制度はプロポーザル方式（サービス内容等を競う）により行います。指定管理者の承認は議会案件となります。カウンター業務委託に関しては一般競争入札（金額の多寡を競う）により行います。ま

た指定管理者制度は契約内容に図書館業務とともに、施設維持管理業務も含むのものとなります。カウンター業務委託はカウンター業務等が委託対象となります。競合業者は指定管理者制度では、図書館業務専門業者を主とする企業体、カウンター業務委託は図書館業務系・人材派遣系・出版社系・書店系など多業種が参入しています。契約期間は、指定管理者制度では、3～5年度の複数年度、カウンター業務委託は地方自治法による委託契約の制限から単年度契約となります。区職員配置については、指定管理者制度の場合は指定管理者制度導入館への区職員配置は不要です。カウンター業務委託の場合は、区職員の常時配置が必要となります。職員の役割については、指定管理者制度の場合、職員は中央館におり、企画業務・選書・除籍・導入館及び関連・協力施設との連絡調整となります。カウンター業務委託の場合は、委託した館にも館長と庶務担当の職員がおり、地域館における企画業務、選書・除籍業務、関連施設との連絡調整が職員の役割となります。業務評価については、指定管理者制度の場合、複数の評価方法を並行して実施します。①区担当者による定常的評価、②指定管理者が独自に行う評価（セルフモニタリング）、③区と指定管理者が取り決めた目標達成度の評価、の3点です。カウンター業務委託の場合は、区担当者による契約書（仕様書）に基づく委託業務評価、さらに利用者アンケートを実施いたします。評価に見合う処遇については、指定管理者制度の場合、協定内容で指定管理者の業務実績に応じた処遇を明記することで、指定管理者の創意工夫・人材育成・意欲の引き出しが可能となります。カウンター業務委託の場合は、契約上、業務委託は指定管理者制度に比べ、受託業者の創意工夫や人材育成・意欲の引出しが、指定管理者制度よりも難しくなります。サービス効果については、指定管理者制度の場合は業務執行は指定管理者が概ね判断して行います。入館者数・利用登録者数・貸出冊数の増、接遇の向上、各種事業への工夫が考えられます。カウンター業務については、仕様書等で定められた内容になりますので、サービス効果はかなり限定されたものになります。ただ、接遇の向上や業務の正確性・迅速性の向上は考えられます。最後に問題点についてですが、指定管理者制度の場合は、各館調整・業務責任者会議など調整事務が必要となります。また、図書館運営には、図書館法上、利用料金制度が取れません。カウンター業務委託については、多業種の参入により、業務受注業者の能力に差があり、サービスの質が左右されます。金額の多寡で入札する関係上、非正規労働者・短期雇用職員の多用によりサービスの低下が考えられます。

指定管理者制度、カウンター業務委託、いずれを導入するにしても、司書の比率は現在と同じく50%を想定しています。

以上のように、私どもとしては、カウンター業務委託よりも指定管理者制度の方がサービスの質を落とさず、勝っているのではないかと考えております。

【図書館委員】

指定管理者導入については、現在の図書館としての考え方をお示したものであり、ここで図書館運営協議会の委員の皆様のご意見を伺いつつ、方針を決めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】

今の報告は大きく2つに分けられます。最初が新中央図書館の建設に関する事項で、2番目が指定管理者、カウンター業務委託についてです。

まず、新中央図書館についてご意見はありますか。

私からの質問ですが、新中央図書館が建設された場合、近くの地域図書館が廃止になることはあるのでしょうか。

【図書館委員】

新中央図書館がどのくらいの規模のものになるのか、まだ十分に検討されていません。今後、新しい図書館の規模・機能を検討する中で考えていきます。

【運協委員】

ここで想定するカウンター業務委託とは、カウンター業務だけを委託するのでしょうか。図書館業務はカウンターだけではなく。選書についてはどうですか。

【事務局】

カウンター業務の中に、予約の受付なども含めています。カウンター業務を中心に予約の連絡まで、と考えています。業務委託の場合は、地域館にも常勤職員も配置されていますので、常勤職員が選書を行います。

【運協委員】

業務区分のカウンター業務委託は、どこまで入るのでしょうか。

【事務局】

カウンター業務委託とは、貸出・督促・返却・利用登録などを考えています。

【会長】

地域図書館の利用の仕方が、インターネットの活用によってかなり変わってきていると実感しています。ネットで資料を予約して、近くの図書館で借りるというかたちになっている印象があります。

地域図書館の役割の性格が変わってきたということを前提に、新中央図書館も検討されるのでしょうか。

【図書館委員】

そのとおりです。「しんじゅくの図書館」の22、23ページをご覧ください。

22ページ、図書館資料サービスの(2)年間貸出冊数ですが、合計で215万4656冊、23ページの(4)予約サービスの状況として、51万8300冊、25%近くが予約による貸出となっております。予約の方法として、カウンター、OPAC、web、モバイルの4つに分類されています。Webやモバイルで予約する人が多く、状況は大きく変わってきています。平成16年6月からインターネットによる予約を開始したことと、子ども読書活動推進計画の中で、団体貸出を増やしていることが、大きく変わってきています。

【運協委員】

団体貸出とはどういうものでしょうか。

【図書館委員】

2種類ありまして、読書会や企業等、事前に登録した団体に1箇月間、100冊を限度に貸し出しています。

また、団体登録をしていただいた小中学校、保育園、児童館、幼稚園等に1箇月を限度お貸ししたり、子ども図書館から配本車で、学校に150冊を限度に2ヶ月間貸し出しをおこなっております。

【運協委員】

移動図書館のようなものですか。

【図書館委員】

移動図書館ではありません。本を運ぶだけです。事前に本を見に来てもらい、選んでもらっています。

【運協委員】

小中学校に団体貸出を行っているとのことですが、新宿区の小学校では、どのくらいの学校が団体貸出の登録をしていますか。

【図書館委員】

40校中29校、約7割です。

【運協委員】

回転率はどのくらいでしょうか。

【事務局】

登録している学校のうちよく利用しているのは、29校中18校、6割程度です。

【運協委員】

インターネットを使っているのは若い人が中心だと思います。こうしたサービスを充実すると年配の方へのサービスが手薄になるのでは、という心配があります。

【図書館委員】

今回の基本方針でも申しましたが、従来から図書館が行っているサービスは拡充していきます。それ以外のサービスの選択肢を増やしていくということです。

【運協委員】

今回、指定管理者制度やカウンター業務委託について初めて分かったのですが、利用料金がとれないとはどういうことでしょうか。

【事務局】

図書館は図書館法により無料の原則があるので、利用料金制がとりづらい面があります。

【図書館委員】

千代田区立図書館で指定管理者制度を導入した結果、利用者が多くなりました。その分、経費がかかります。図書館は使用料を徴収できないので、職員を増やしても業者の持ち出しになります。この点は課題です。

【運協委員】

指定管理者制度は図書館運営を丸投げにすることにならないでしょうか。また、カウンター業務委託とは、カウンターだけでなく選書など含めた委託なのでしょうか？

【事務局】

指定管理者制度を導入した場合も、選書と除籍については中央図書館で行います。

【運協委員】

中央館のコントロールは効いているということですね。業務委託は定例業務のみの委託ということで考えていいわけですね。

【図書館委員】

昨年度、図書館運営協議会の専門部会でも、図書館業務全体を丸投げはできないという報告がなされています。地域館に指定管理者制度を導入した場合も、中央図書館が全体の図書館運営を行うということです。

【運協委員】

全部を丸投げするのは無理ですし、やるべきではないと思います。新宿区の主体性をきちんと発揮できるような体制で実施してほしいです。

【図書館委員】

指定管理者制度を導入した場合には、中央図書館に地域支援係を設置し、地域館を支援するような形にします。指定管理者制度では、それぞれの事業者から、我々はこういうことをやりますという提案が出てきます。こちらで、それが実行可能かどうか判断していきます。

【運協委員】

特別区の図書館の業務委託についてみると、まず業務委託を行い、それで大丈夫なら指定管理者に移行するという流れなのではないでしょうか。

【図書館委員】

図書館が指定管理になった場合、館長が地方公務員でなくてもいいのかという課題もありました。業務委託から指定管理へという流れよりも、図書館に指

定管理者制度を導入することができるかどうか、という判断が業務委託の後に各区で行われたのだらうと思います。

【運協委員】

新宿区立図書館は、図書整備については既に業務委託していますね。選書した図書を分類して、OPACに入力するという作業は、今回の委託内容には含まれていないのでしょうか。

【図書館委員】

分類と装備について、ブッカーをかけたり、バーコードを貼ったりする作業は委託しています。資料データを図書館システムに入力する作業は職員が行っています。書誌データは既成の書誌情報を使用しています。選書準備でも、どこまで委託するのは、悩ましい部分があります。

【運協委員】

立派なことを言う業者でも、資格をとったばかりで、経験のない人を配置し、現場で使えないケースもあります。質が保てるのかという心配があります。

【運協委員】

指定管理者制度で競合している業者とは、どういうところですか。

【事務局】

指定管理者の対象も広がっており、NPOや地域の団体も指定管理者となることができます。営利団体だけでなく、非営利団体も参入可能です。競合している業者とはこういうところですか。

ただ、業務委託が始まってまだ6年ですので、この業界がまだ成熟していないという部分があります。

区立図書館側が指導を十分に行っていく必要があります。

【図書館委員】

レファレンスについて、お話をさせていただきます。

地域館もレファレンス機能を当然持つわけですが、今回、基本方針でもお示ししたとおり、区民の生活や仕事、産業等、課題解決を支援する情報提供を行っていきますので、この部分については区の職員を養成していきたいと思いません。中央図書館のレファレンス機能を低下させることはしません。

【運協委員】

業者委託や、指定管理者制度の導入は、どこで決定するのでしょうか。

【事務局】

第一次には図書館が窓口になりますが、指定管理者制度導入については議会の承認が必要になります。プロポーザルであっても業務委託の選定であっても、図書館だけでなく、教育委員会の下に専門の委員会を設置し、そこで選んでいくことになると思います。

【運協委員】

中央館だけが直営になり、職員が少なくなると、専門的な知識がある職員がどんどん少なくなるとは思います。どうでしょうか。

【事務局】

先ほど申し上げたように、レファレンスにおいても、専門性を維持する必要があるので考えています。職員を養成していきます。

【運協委員】

指定管理者制度を導入した場合、地域館でもレファレンスを行うのですか。

【図書館委員】

簡易なレファレンスは地域館でも対応します。専門的なレファレンスは中央館で対応します。中央図書館で専門的なレファレンスに対応できる職員を育成していきます。

【運協委員】

指定管理者を受けた業者に問題がある場合も考えられると思います。

【図書館委員】

プロポーザルで業者がやりますと言っても、実際に実行しているのかどうか、評価委員会が評価をします。

【事務局】

中央図書館の中に地区館を指導していく係も設置します。すべて任せきりではありません。

【会長】

このテーマは今日だけでなく、次回も継続するものですので、この辺りでもよろしいでしょうか。それでは協議事項(2)の新宿区立図書館選書・除籍について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

時間も押し迫っているので、既に事前にお配りしております資料選定事務基準要領について、ご意見がありましたら、お願いいたします。

【運協委員】

新宿区の選書や除籍は、各区や都、国の選書や、除籍を考慮して行っているのでしょうか。

【図書館委員】

他区がどういうものを選書・除籍しているかまでは考慮していません。他区がこれを所蔵しているから新宿では購入しないとか、そういう選書は行っておりません。

【運協委員】

本を探していて、国立国会図書館にも所蔵がなかった、という経験があります。

大きな視野で、全国で統一的な選書や除籍を行ってほしいと希望します。

【図書館委員】

新宿区立図書館としては、新宿の地域資料は国立国会図書館にないものも多いので、地域資料を重視したいと思います。

【事務局】

すべての資料を保管できればいいのですが、新宿区全体で55万冊の所蔵しか想定していません。そこに80万冊入れています。すべての雑誌を何十年分も保管するのは困難です。

【運協委員】

図書館間のネットワークが欠けていると思います。

【図書館委員】

図書館同士がネットワークを組むためには、同一システムが必要となります。データベースで保存していく方向で考えたほうがお役にたてると思います。

【運協委員】

資料選定事務基準要領は平成19年4月1日から施行するとなっておりますが、前年度から変更した部分はどこでしょうか。

また、先ほどの委員のご意見の関連ですが、国立国会図書館には85%程度しか納本されていない現状があります。紙ベースでは限界があるので、データベース化が必要です。新宿区がそんなに持たなくてもいいと思いますが、情報ネットワーク化が必要です。

【事務局】

資料選定事務基準要領は今年度初めて策定しました。

【図書館委員】

今までは、軽易なマニュアル的なものはありましたが、要領は初めてつくりました。

【会長】

それでは、次に、視聴覚選定・除籍基準の方向性について、お願いします。

【事務局】

現在、16条からなる視聴覚資料選定基準要綱（案）を検討中です。こちらも事前に資料を送付しておりますが、皆様からご意見をいただければと思います。

【運協委員】

視聴覚の資料の点数が図書に比べて少ないです。今後の展望はどうでしょうか。

団塊ジュニア世代はカセット、ビデオよりDVDに流れていきますので、拡充していただきたい。いいものをより多く、区民が使えるようにしていただきたいと思います。

【図書館委員】

しんじゅくの図書館40ページをご覧ください。視聴覚資料保有数が掲示されています。合わせて4万5779点あります。DVDの点数が少ないのは著作権の問題等があるからです。

【図書館委員】

DVDについては、著作権処理済のものでないと貸出ができません。日本図書館協会から購入しています。なんでも買えるという状況にはありません。DVDの貸出が多くなっていますので、ビデオからDVDに替えていくようにしています。

【運協委員】

著作権処理をしていないものは、貸出はできなくても、館内で見せるということではできませんか。

【図書館委員】

著作権法上、図書館の中で見せることはできません。上映権付のものでないと、館内上映もできません。

【会長】

その他で1件議題があります。事務局から説明願います。

【事務局】

来年4月から組織改正を行います。生涯学習部門について、教育委員会所管だったものが、歴史博物館をはじめ、区長部局に移ります。図書館については、教育委員会に残るという選択をしました。

47都道府県のうち、図書館が教育委員会所管でないのは、愛知県だけとなっています。それで今まで議題にならなかった部分もあるのですが、区長部局の中で、情報センターとしての機能を強化すべきだという意見もあると思います。皆様方に図書館の所管についてご意見を伺いたいと思います。

【運協委員】

図書館として、想定できるメリット、デメリットは何があるでしょうか。

【図書館委員】

生涯学習部門が区長部局に行くのは、教育委員会は学校教育を中心に行うという考えからです。これから情報センター、公文書館としての性格を併せ持つ図書館を考える中で、必ずしも教育委員会に属する必要はなく、区長部局のほうが、より広範な活動ができるのではないかと、思います。

【運協委員】

生涯学習という考えが出てきた段階で、見直すべきでした。図書館も同じです。読書の間から情報センターとしての図書館の機能を考えるように変化してきました。

【会長】

1949年に社会教育法、1950年に図書館法が成立しました。図書館は社会教育施設ですが、社会教育がなくなることに危機感もあります。

【事務局】

しんじゅくの図書館資料編の60、61ページに社会教育法、図書館法が載っています。昭和25年の法律です。この時点で考えられた図書館の利用と、今は全く様変わりしています。そういう部分も含めて今後、ご議論いただきたいと思います。

【会長】

それでは、これで終了します。次回の運営協議会は12月11日（火）に行います。